

水道料金の減免制度について

(令和3年4月1日から適用)

減免種別		対象	減免額(率)	根拠条例
条例分	生活扶助	生活保護法により生活扶助を受ける者	基本料金の100分の110を乗じて得た額を免除する。ただし、給水管の呼び径が30mm以上のものにあつては、基本料金と1月当たり使用水量5㎡までの分に係る従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額を免除する。	東京都給水条例第30条第2項
	児童扶養手当	児童扶養手当法により児童扶養手当の支給を受ける者		
	特別児童扶養手当	特別児童扶養手当等の支給に関する法律により特別児童扶養手当の支給を受ける者		
議会決議分	公衆浴場営業	東京都給水条例第23条の3第2項の規定の適用を受ける者	従量料金について、1月当たり5㎡を超える使用水量1㎡につき15円を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額を減額する。	東京都給水条例第30条第1項
	社会福祉施設	(1) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)の適用を受ける社会福祉事業のうち、同法第2条第2項各号又は同条第3項第2号から第11号までに規定する事業(助葬事業、資金を融通する事業、相談支援事業、相談に応ずる事業、手話通訳事業、居宅介護等事業、日常生活支援事業、訪問事業及び移動支援事業を除く。)を行う施設(当該施設が事務所、職員寮等事業の管理のために専ら利用されている場合を除く。)であつて、次のア又はイのいずれにも該当しないもの ア 国又は地方公共団体が設置又は経営するもの イ 社会福祉法の適用を受ける社会福祉事業以外の事業を行う施設が併設されているもの (2) 更生保護事業法(平成7年法律第86号)第45条の規定により認可を受けた者が経営する更生保護施設	基本料金及び従量料金の合計額に100分の110を乗じて得た額の10%を減額する。	
	生活保護世帯	生活保護法第11条第1項第1号により生活扶助を受ける者	基本料金と1月当たり使用水量10㎡までの分に係る従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額から、基本料金に100分の110を乗じて得た額を差し引いて得た額を免除する。 ただし、給水管の呼び径が30mm以上のものにあつては、基本料金と1月当たり使用水量10㎡までの分に係る従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額から、基本料金と1月当たり使用水量5㎡までの分に係る従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額を差し引いて得た額を免除する。	
	その他	生活保護法第11条第1項第2号から第5号までに規定する教育扶助、住宅扶助、医療扶助又は介護扶助を受ける世帯	基本料金と1月当たり使用水量10㎡までの分に係る従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額を免除する。	

減 免 種 別	対 象	減 免 額 (率)	根拠条例
児童扶養手当・特別児童扶養手当受給者	児童扶養手当法により児童扶養手当の支給を受ける者又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律により特別児童扶養手当の支給を受ける者	基本料金と1月当たり使用水量10m <sup>3</sup> までの分に係る従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額から、基本料金に100分の110を乗じて得た額を差し引いて得た額を免除する。ただし、給水管の呼び径が30mm以上のものにあつては、基本料金と1月当たり使用水量10m <sup>3</sup> までの分に係る従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額から、基本料金と1月当たり使用水量5m <sup>3</sup> までの分に係る従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額を差し引いて得た額を免除する。	
用水型皮革関連企業	化製場等に関する法律第1条第2項に規定する化製場及び染革業	1月当たり100m <sup>3</sup> を超える使用水量に係る従量料金に100分の110を乗じて得た額の20%を減額する。	
めっき業	めっき業を専業とする者の当該めっき業に係る施設	1月当たり100m <sup>3</sup> を超える使用水量に係る従量料金に100分の110を乗じて得た額の15%を減額する。	
その他の減免	中国残留邦人等支援給付	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第2項第1号から第4号までに掲げる生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付及び介護支援給付のいずれかを受けている者	基本料金と1月当たり使用水量10m <sup>3</sup> までの分に係る従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額を免除する。
	微細ミスト設備	都環境局が実施する「クールスポット創出支援事業」等により微細ミスト設備を設置する区市町村、事業者（法人、個人）	基本料金と従量料金の合計額に2分の1を乗じた額に100分の110を乗じて得た額を免除する。
	東日本大震災避難者	東日本大震災による避難者の方で、東京都内に避難し居住している方及び避難者の方が同居している世帯	基本料金と1月当たり使用水量10m <sup>3</sup> までの分に係る従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額を免除する。